平成２１年（フ）第２２５１７号
東京都杉並区天沼３丁目30―44
破産者　田中　利子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７９５号
東京都練馬区豊玉上１丁目20―８―203
破産者　一杉　康司
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７９６号
東京都練馬区豊玉上１丁目20―８―203
破産者　一杉　裕子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８１５号
東京都大田区蒲田本町１丁目６―17―２Ｆ
破産者　辻　　茂
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９０７号
神奈川県横浜市神奈川区白楽100
破産者　中島　正樹
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９２１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１―３―802
破産者　遠藤　雅弘
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０３５号
東京都八王子市北野町530―14―201
破産者　松嵜　竜二
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６６号
東京都荒川区東尾久５丁目32―８―603
破産者　泉　　芳美
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１号
千葉県松戸市日暮７丁目455番地　柴田陽子方、住民票上の住所千葉県松戸市南花島１丁目17番地の17
破産者　小松砂津男
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３４７号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目９番14号、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市南初富６丁目２番21―503号
破産者　綿貫　　靖
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９０号
千葉県松戸市西馬橋１丁目39番地の１サンモール101号
破産者　高山かをる
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７８号
千葉県松戸市馬橋525番地の８
破産者　鈴木　信幸
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２３号
千葉県松戸市西馬橋１丁目39番地の１サンモール101、住民票上の住所千葉県松戸市西馬橋３丁目32番地の４
破産者　小西　孝之
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７６号
千葉県松戸市竹ケ花西町306番地の９グーディッシュ松戸102号
破産者　内山　重次
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３２号
千葉県松戸市新松戸１丁目127番地
破産者　有限会社オーディーエー
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３３号
山梨県甲府市古上条町807―11　Ｔ．Ｓハイム202、住民票上の住所千葉県松戸市新松戸１丁目127番地
破産者　岡田　淳生
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３６号
千葉県松戸市五香２丁目１番地の７　シャルマンコーポ松戸五香201号
破産者　前川　春樹
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第６６２２号
東京都千代田区四番町６番地
破産者　株式会社ユー・ティー・ケー
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３５３号
東京都文京区目白台１丁目24番９号
破産者　カミ・コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５４９号
東京都品川区上大崎２丁目24番11号
破産者　しんこう建物株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９１２号
東京都葛飾区高砂２丁目５―２、開始決定時の住所東京都葛飾区高砂７丁目15―17―101
破産者　高瀬　一誠
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９１３号
東京都葛飾区柴又５丁目29―６―301、開始決定時の住所東京都葛飾区高砂３丁目２―19―106　セントラルツインズ高砂弐番館
破産者　高瀬　信幸
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部